

居宅介護支援契約書

株式会社 nankin

ケアプランセンター てらす

居宅介護支援契約書

第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険等の関係法例及びこの契約書に従い、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、_____年___月___日から利用者の要介護認定（以下、「要介護認定等」という）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の5日前までに利用者から契約終了の意思表示がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

- 1 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、その選任した介護支援専門員の変更を行う場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

第4条（居宅サービス計画の作成）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成をします。

- 一 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 二 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 三 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 四 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から同意を受けます。
- 五 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 一 毎月利用者のご自宅を訪問し経過の把握に努めます。

- 二 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 三 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- 四 入院時に担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供していただくことで、連絡調整を行います。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

第7条（居宅サービス計画の変更等）

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、または事業所が変更の必要があると判断した場合は利用者と事業所双方の合意により居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者への連絡調整等を行います。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、広島県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定等の更新の申請および状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。

第10条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録について、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、利用者の実費負担によりその複写物を交付します。

第11条（利用者負担金）

- 1 居宅介護支援サービスの利用料は、介護サービスの提供開始以降、重要事項説明書に示した金額となります。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
- 2 介護保険適用の場合でも、利用者に介護保険料の滞納があると、要介護度に応じて利用者から事業者を支払いいただく場合があります。この場合にも、利用者は事業者の発行するサービス提供証明書を後日市町村の窓口提出することにより、払い戻しを受けられます。

第12条（解約権）

- 1 利用者は、事業者に対しいつでも5日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第13条（契約の終了）

次のいずれの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第12条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 2 第12条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意志表示がなされたとき。
- 3 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき、この契約は自動的に終了します。
 - 一 利用者が介護保険施設に入所した場合および医療機関へ3か月を超える長期入院した場合。
 - 二 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は、要支援と認定された場合。
 - 三 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合。

事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の調整を行うものとします。

第14条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第15条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 介護支援専門員が、サービス担当者会議を開催して居宅サービス計画を作成し、事業者との連絡調整等を行って円滑にサービスを提供する場合には、前項の規定にかかわらず、必要最小限の範囲内で情報提供することができるものとします。

第16条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。

3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由に何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第17条 (契約外条項など)

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。また、事業者及び従業者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等からの金品その他の財産上の利益を収受することは致しません。

上記のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

_____年__月__日
(利用者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

(家族の代表)

住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 ()

(事業者代表) 住所 東広島市豊栄町乃美3449

事業者名 株式会社 nankin
ケアプランセンター てらす

代表者名 管理者 曾根孝洋 (印)

電話番号 082-401-4199

